


# 監査報告書

平成22年6月15日

公立大学法人 秋田県立大学  
理事長 小林 俊一 殿

公立大学法人 秋田県立大学

監事 前田 正人 

監事 吉崎 克明 

私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの事業年度における業務の執行を監査いたしました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法の概要

私ども監事は、役員会その他重要な会議に出席するとともに、理事長等から業務運営の報告と業務処理の状況を聴取し、書面・証憑書類の査閲によりこれを確かめました。また、会計監査人から監査の方法の概要について報告及び説明を受け、貸借対照表・損益計算書・キャッシュフロー計算書・利益の処分に関する書類(案)・行政サービス実施コスト計算書、附属明細書、事業報告書及び決算報告書の正確性について、検討を加えました。

## 2. 監査の結果

- (1) 会計監査人の監査の方法及び結果は、相当であると認める。
- (2) 財務諸表は、財政状態・運営状況、キャッシュフローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示していると認める。
- (3) 利益処分に関する書類は、法令に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められない。
- (5) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示していると認める。
- (6) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認める。
- (7) 役員の仕事執行に関しては、不正の行為または法令・定款に違反する重大な事実  
は認められない。

以上

# 独立監査人の監査報告書

平成 22 年 6 月 15 日

公立大学法人秋田県立大学

理事長 小林 俊一 殿

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

尾形克彦 

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

渡邊雅章 

当監査法人は、地方独立行政法人法第 35 条の規定に基づき、公立大学法人秋田県立大学の平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの第 4 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分に関する書類（案）及び附属明細書並びに事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この財務諸表、事業報告書及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）の作成責任は、理事長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、財務諸表等について意見を表明することにある。

当監査法人は、地方独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、公立大学法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、理事長が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。ただし、当監査法人は、第 2 期事業年度に会計監査人に選任されたので、事業報告書に記載されている事項のうち第 1 期事業年度の会計に関する部分は、前任監査人の監査を受けた財務諸表等に基づき記載されている。この合理的な基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす公立大学法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない公立大学法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 財務諸表（利益の処分に関する書類(案)を除く。）が、公立大学法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、公立大学法人秋田県立大学の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告書（第 2 期事業年度以降の各事業年度の会計に関する部分に限る。）は、公立大学法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 決算報告書は、理事長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

### 追記情報

重要な会計方針の変更に記載のとおり、公立大学法人は、固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準を適用しているため、当該会計基準により財務諸表を作成している。

公立大学法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上